



ちょっと待って!



スマホやネット

ばかりになってない?



10時や犬

電子メディアマスコットキャラクター

ちょっと待って! 1

友達とのやり取りで

相手の気持ちを考えて
コミュニケーションを
とろう!

自分はふざけているつもり
でも、友達は嫌な気持ちに
なっているかもしれない。
言葉やスタンプの使い方に
は気をつけよう。



無断で撮影することはやめよう!

勝手に友達や他の人を撮影したり、その写真を公表すると、肖像権という権利を侵害したり、友達やその人に思わぬ被害を与えるかもしれないよ。



夜遅くに連絡していないかな?

寝ている人を起こしてしまう可能性もあるよ。



ちょっと待って! 2

個人情報(写真を含む)はネットに載せない!

顔写真・学校名・名前を組み合わせたら、知らない人にも自分が誰だかわかることがあるよ。



裸に近い写真を要求されて、安易に送ってしまい、悪用されてネットで広まってしまうこともあるよ。



ネットで知り合った人に会いに行くと生命身体に関わる深刻な事件の被害者になる可能性があるよ。



ちょっと待って! 3

スマホやゲームに夢中になりすぎないようにしよう!

1回だけアイテムやコインを買うつもりが、いつの間にかやめられなくなって、高額になってしまうことがあるよ。
アイテムやコインを無料で手に入れるために、住所・電話番号・メールアドレスなどの個人情報を気軽に登録すると、悪用されることもあるよ。



広島市では
市立小・中学校を通じて
10オコ運動を推進しています。

- 相手のためを思って「夜9時以降は送信しない。」
- 自分のためにも「10時までには使用をやめる。」
- 「家族で話し合ってスマホのルールを決める。」

取り組みです。

ちょっと待って! 4

他の人を傷つけたり権利を侵害したりしないようにしよう!

テレビ番組を録画して、その動画を勝手にネットに公表することは、著作権という権利を侵害することになるよ。それを知っているのに、動画をダウンロードして見ることも違法だよ。
誰かを傷つける書き込みをしないようにしよう。自分の名前を書かなくても誰が書いたか特定されることもあるよ。
友達や他の人のSNSアカウントや個人情報も、勝手に別の人に教えてはいけないよ。



スマホ時代の 子育てのポイント

“公共の場では、電源を切るか、マナーモードにしてください。特にレストランや映画館、またはほかの人と話している最中は気を付けて。あなたは失礼なことをしない良い子です。
どうか、スマホを持ったからといって変わらないで。”

スマホ18の約束

スマートフォンやインターネット接続機器は、生活する上で非常に便利なツールとなっており次代を担う子どもたちは、インターネットの特性を理解するとともに情報モラルを正しく理解したうえで、うまく活用する能力が求められています。

- 貸し与えるタイミングで一緒に約束ごとやルールを決め、守れなかった場合の対応も確認しあうことが大切
- ながらスマホでの交通事故、音漏れや車内通話などマナーについても、他の人がやってるからといって同じ行動はとらないように、日頃から道徳心を育てていくことも大切



ポイント1 時間の長さだけではなく、中身に注目!

学習での活用も増え、子どものインターネット利用時間はより一層長くなっていきます。「いつまでやっているの!？」と頭ごなしに叱らず、子どもがどんな使い方をしているのか、内容と時間を把握することが大切です。



ポイント3 オンラインゲームで起きているトラブルとは!?

高額課金やID 乗っ取り等のトラブルだけではなく、誘う・誘われない、アイテムをもらった・もらわないでもめたり、一人抜けでず長時間プレイになったり…知らない人とボイスチャットを使ってゲームをすることで、脅しにであったり、誘い出しのきっかけになってしまうこともあります。



ポイント2 動画や写真は危険がいっぱい!

面白がって撮ったり、友人・知人の情報が含まれるものを投稿することで、不快感やトラブルを生むこともあります。どんな投稿がトラブルになるのか親子で考えてみましょう。裸の写真は絶対にダメ。



4つのポイントを
家族で
話し合ってみよう!

ポイント4 フィルタリングを上手に活用しましょう。

「子どもを信頼してるから」という理由で解除してしまう保護者もいるようですが、「信頼」と「安全」とは別問題です。また、「子どもが使いたいサービスやアプリが使えない」という理由も多いようですが、**フィルタリングを外さなくても、使いたいサービスやアプリを個別に利用許可することができます。**契約の切れた機器を子どもが使用する場合にも、フィルタリングを導入し、大人が使っていたアプリは削除する、パスワードは大人が管理するなどの配慮を忘れずに。

フィルタリングのインストール

フィルタリングのレベルを選択

必要に応じて詳細設定

成長に合わせて設定を変更!

青少年インターネット環境整備法に伴う大人の役割

「購入時・機種変更時のフィルタリング有効化」が義務に!!!

保護者は子どものスマホ利用状況を適切に把握すると共に、18歳未満が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトやOSの設定を行うことなどが、保護者の役割となります。

(参考文献: 総務省 インターネットトラブル事例集)



いざというときの相談窓口

《ネットトラブル事例相談窓口》

広島県警察本部サイバー犯罪対策課 サイバー110番
電話相談を希望される方はサイバー110番 ☎082-212-3110
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police3/cyber-jyoho-soudan.html>

広島法務局 インターネット相談窓口
☎みんなの人権110番 0570-003-110
☎子どもの人権110番 0120-007-110
子どもの人権SOS-eメール
<https://www.jinken.go.jp/>

警察庁インターネット安全・安心相談
<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>
違法・有害情報相談センター
<https://www.ihaho.jp/>
インターネット・ホットラインセンター
<https://www.internethotline.jp/>

警察相談専用電話 #9110 発信地を管轄する警察本部の総合窓口に接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。

《迷惑メール相談窓口》

迷惑メール相談センター
<https://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>

《ネットショッピング、ネットオークションのトラブル事例&相談窓口》

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

広島県生活センター
☎082-223-6111

通販110番
<https://www.jadma.org/consumers/dm110/>

消費者ホットライン 188 (局番なし)